

東京都環境影響評価条例施行規則（昭和五十六年東京都規則第五百二十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行												
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条から第七十九条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第七まで（現行のとおり）</p> <p>別表第八（第六十一条関係）</p> <p>評価書案等の提出時期</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条から第七十九条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第七まで（略）</p> <p>別表第八（第六十一条関係）</p> <p>評価書案等の提出時期</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="282 667 658 743">対象事業の種類</th> <th data-bbox="658 667 1066 743">提出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="282 743 658 863">一から十二まで（現行のとおり）</td> <td data-bbox="658 743 1066 863">（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 863 658 1337">十三 住宅団地の新設</td> <td data-bbox="658 863 1066 1337"> 次に掲げる行為のうち、最初 に行う行為の前 (一)及び(二)（現行のとおり） (三) マンションの建替え等の 円滑化に関する法律（平成 十四年法律第七十八号）第 百五条第一項の規定に基づ く許可の申請 (四)（現行のとおり） (五)（現行のとおり） </td> </tr> </tbody> </table>	対象事業の種類	提出時期	一から十二まで（現行のとおり）	（現行のとおり）	十三 住宅団地の新設	次に掲げる行為のうち、最初 に行う行為の前 (一)及び(二)（現行のとおり） (三) マンションの建替え等の 円滑化に関する法律（平成 十四年法律第七十八号）第 百五条第一項の規定に基づ く許可の申請 (四)（現行のとおり） (五)（現行のとおり）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 667 1525 743">対象事業の種類</th> <th data-bbox="1525 667 1933 743">提出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 743 1525 863">一から十二まで（現行のとおり）</td> <td data-bbox="1525 743 1933 863">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 863 1525 1337">十三 住宅団地の新設</td> <td data-bbox="1525 863 1933 1337"> 次に掲げる行為のうち、最初 に行う行為の前 (一)及び(二)（略） (三)（略） (四)（略） </td> </tr> </tbody> </table>	対象事業の種類	提出時期	一から十二まで（現行のとおり）	（略）	十三 住宅団地の新設	次に掲げる行為のうち、最初 に行う行為の前 (一)及び(二)（略） (三)（略） (四)（略）
対象事業の種類	提出時期												
一から十二まで（現行のとおり）	（現行のとおり）												
十三 住宅団地の新設	次に掲げる行為のうち、最初 に行う行為の前 (一)及び(二)（現行のとおり） (三) マンションの建替え等の 円滑化に関する法律（平成 十四年法律第七十八号）第 百五条第一項の規定に基づ く許可の申請 (四)（現行のとおり） (五)（現行のとおり）												
対象事業の種類	提出時期												
一から十二まで（現行のとおり）	（略）												
十三 住宅団地の新設	次に掲げる行為のうち、最初 に行う行為の前 (一)及び(二)（略） (三)（略） (四)（略）												

	(六) (現行のとおり) (七) (現行のとおり)
十四 高層建築物の新築	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (一) 及び (二) (三) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百五条第一項の規定に基づく許可の申請 (四) (現行のとおり) (五) (現行のとおり)
十五から二十六まで (現行のとおり)	(現行のとおり)

別表第九から別表第十二まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第四十九号様式まで (現行のとおり)

	(六) (略) (五) (略)
十四 高層建築物の新築	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (一) 及び (二) (略) (三) (略) (四) (略)
十五から二十六まで (略)	(略)

別表第九から別表第十二まで (略)

別記第一号様式から第四十九号様式まで (略)